

第5章 京都市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の重点取組と主な施策・事業

～第5章の構成～

【重点取組】・・・基本理念を実現するための3つの重点取組

重点取組の中項目・・・重点取組を細分化した取組

《取組の方向性（課題）》・・・重点取組を進めるうえでの取組の方向性（課題）

重点取組の小項目・・・中項目を細分化した取組

《主な施策・事業》・・・小項目を進めていくための具体的な施策や事業

《主要項目の解説》・・・主な施策や事業の具体的な説明

【数値目標】・・・施策や事業を進めていくうえでの目標を数値化したもの

【コラム】・・・上記に記載している情報以外の追加情報

<主な施策・事業の実施時期について>

今後、実施する取組について、実施時期を記載しています。

（令和6、7年度に実施している取組は、実施時期を記載していません）。

（凡例） 【R8】 … 令和8年度から実施中。

【R9】 … 令和9年度から実施見込みのもの。

【R10以降】 … 令和10年度以降実施見込みのもの。

【重点取組1】地域で支え合う地域共生のまちづくりの推進

1 地域で支え合う体制の構築と意識の共有

《取組の方向性（課題）》

- 高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や関係機関が連携して見守り活動等に取り組み、地域で支え合う活動を創出し、推進することがますます重要となっています。
- 多様な主体による支え合い活動を充実し、「支える側」、「支えられる側」との関係を超えて、誰もが活躍でき、すべての人に「居場所」と「出番」のある地域共生社会を推進します。
- 「地域支え合い活動創出コーディネーター」等の活動を充実し、支え合い体制の構築・活性化につながるコーディネート機能に一層力を入れることにより、元気な高齢者や民間企業など地域の多様な主体との連携・協働による、地域の特性やニーズに応じた生活支援サービスの創出を推進するとともに、地域の活動団体の状況を丁寧に把握し、困りごとや課題の解決に向けたサポートを行い、活動の継続や活性化につなげます。
- 高齢分野だけでなく、他分野の関係機関とも連携し、複合的な課題を抱える方々も含めた重層的な支援につなげるとともに、多様な担い手による多世代型の支え合いの取組を推進します。

第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）

- また、高齢者一人一人が、生涯にわたり自分らしく暮らし続けることができるよう、元気なうちから、人生の最終段階のことや亡くなってからのことについて、家族や周りの大切な人等と考え、共有し、備えておく「人生の終い支度」、いわゆる「終活」について、知識を深め、ポジティブに捉え、具体的に取り組めるよう、関係機関と連携し、普及啓発等に取り組みます。

（１）地域における日常生活支援の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	地域支え合い活動創出コーディネーターの体制強化による、地域の支援ニーズを踏まえた新たな地域の支え合い活動の推進、地域の新たな担い手の確保及び地域資源のネットワーク化と関係機関との連携促進
	地域支え合い活動補助金の活用による支え合い活動の推進【新規】【R8】
	入門的研修と合わせて実施している生活支え合い型ヘルプサービス従事者養成研修の実施並びに研修修了者への支援

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業●●)	2026年度	2029年度
地域支え合い活動創出コーディネーターが支援した新たな取組数 (累計)	〇件※ ¹	〇件※ ²

※¹ 2017年度からの累計値。2026年9月末時点。

※² 2026年度末の見込み値から加えて、毎年度40件以上を目標とする。

目標指標 (関連施策・事業●●)	2026年度	2029年度
地域支え合い活動補助金を活用して新たに立ち上がった団体の数(累計)	—	45件

（２）地域での相談・見守り体制の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	高齢サポートによる一人暮らし高齢者訪問事業の推進
	高齢サポートによる頼れる身寄りがいない高齢者等への相談対応等の実施

	一人暮らし高齢者や障害のある方等への地域の関係機関（高齢サポート、民生児童委員、老人福祉員、学区社協福祉協議会）による見守り体制の充実
--	---

（３）人生の終い支度についての普及啓発

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	様々な関係機関との連携による人生の終い支度についての普及啓発
	A C P（アドバンス・ケア・プランニング）の推進

2 就労支援と社会参加の推進

《取組の方向性（課題）》

- 健康と自立を維持し、いつまでも自分らしく暮らし続けられるよう、地域に根差した多様な「通いの場※」の活動の充実及び情報発信の強化を図り、社会参加を通じた健康づくり、生きがいづくりを進めます。
- 高齢者が、就労や地域活動、ボランティアや趣味活動など、自らの経験や知識をいかし、地域社会や地域活動の担い手として活躍できるまちづくりを進めます。

※ 健康長寿サロン、健康すこやか学級、地域介護予防推進センターが支援する運動を目的とした自主グループ等

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	高齢者の生きがいや就労を支援するシルバー人材センター事業の推進
	全国健康福祉祭（ねんりんピック）への代表団派遣、敬老乗車証の交付、老人福祉センターの運営等による高齢者の社会参加促進
	すこやかクラブ京都の活性化
	地域における身近な「通いの場」（健康長寿サロン、公園体操、健康すこやか学級、運動を目的とした自主グループ）への参加促進
	地域の担い手として活動するきっかけづくりの推進【新規】

【数値目標】

目標指標 （関連施策・事業●●）	2026年度	2029年度
会やグループ等に参加している方の割合	63.9%※	上昇

※1 2025年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

目標指標 （関連施策・事業●●）	2026年度	2029年度
会やグループ等の担い手（運営側） になっている方の割合	7.3%※	上昇

※1 2025年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

目標指標 （関連施策・事業●●）	2026年度	2029年度
通いの場※ ¹ へ定期的に参加している 方の割合	9.7%※ ²	上昇

※1 地域住民等が主体となり、月1回以上取り組む、介護予防等につながる活動の場・機会。

※2 2025年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

3 地域の支援ネットワークの強化

《取組の方向性（課題）》

- 単身高齢者世帯や高齢夫婦世帯、認知症高齢者、頼れる身寄りがない高齢者等が今後増えることが見込まれる中、その支援ニーズは多岐にわたるため、地域の多様な主体による取組等、地域全体で支援体制の確保に取り組むことが重要です。
- 高齢サポート（地域包括支援センター）が地域支援の中核となり、地域住民からの相談対応や見守り等を行い、地域の支援ネットワークの強化に取り組む必要があります。
- 地域ケア会議を軸として日常生活圏域を構成する学区単位できめ細かく取り組む「地域包括ケアシステム」の深化・推進に引き続き取り組みます。
- 地域支援の中核としての役割を一層発揮していくため、高齢サポートを地域で活動されている方や日頃から高齢者と接している事業者に一層認知してもらい、つながりや連携の仕組みを作ることにより、高齢サポートを支えるネットワークを増やしていくことで、高齢サポートの業務負担軽減と質の向上に取り組めます。

（1）地域ケア会議の充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	個別ケースの検討を起点とする地域課題の抽出及び市域・区域・日常生活圏域・学区、個別の各階層における地域ケア会議の充実
	医療と介護をはじめとする多職種の地域ケア会議への参画による多職種協働の推進
	地域ケア会議の実施等を通じた関係者間の連携による頼れる身寄りがない高齢者等への支援の実施

	地域支え合い活動調整会議等分野ごとの地域ネットワークとの連携
--	--------------------------------

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業●●)	2025年度	2029年度
個別ケースの地域ケア会議の開催回数	212回	増加

(2) 高齢サポート（地域包括支援センター）の機能の充実

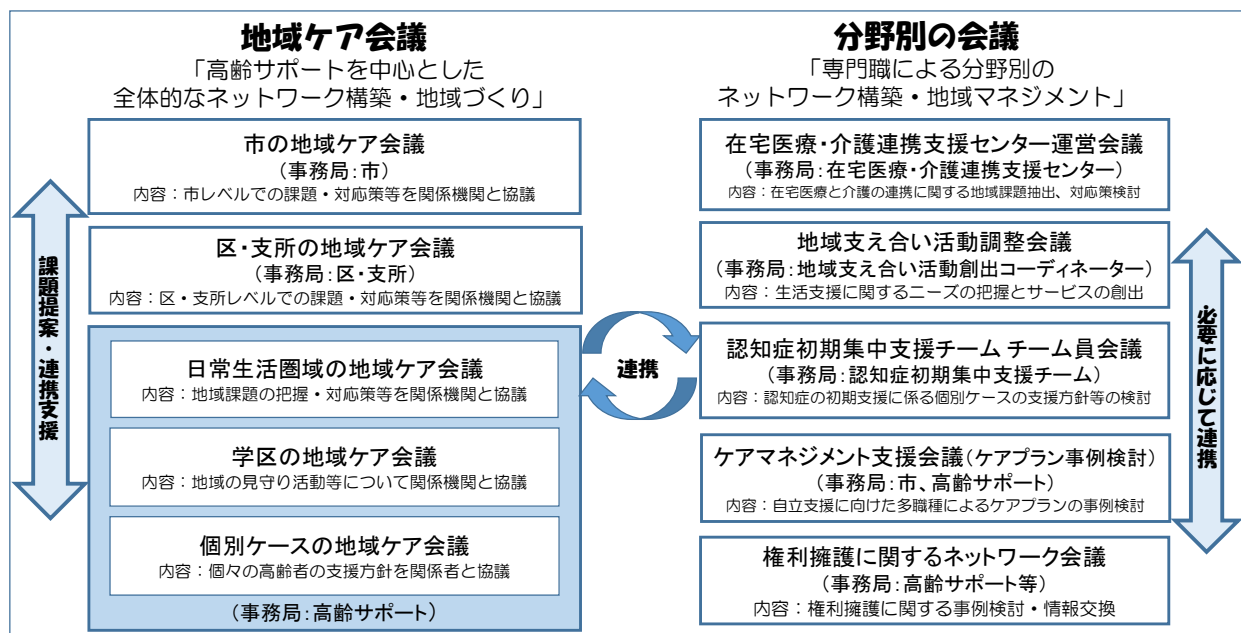
《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	高齢サポートの機能の充実及び体制強化
	高齢サポートの適切な評価の実施及び運営の質の向上
	認知症や障害、ひきこもり等の複合化した支援ニーズへの対応や家族介護者支援に向けた関係機関との連携強化

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業●●)	2025年度	2029年度
地域包括支援センターの事業評価における「センター指標」の平均値	91.9%	上昇

【コラム●】地域での支援ネットワークの強化に向けた取組



4 頼れる身寄り等がいない高齢者等への支援

《取組の方向性（課題）》

- 頼れる身寄りがない高齢者等が今後増えることが見込まれる中、地域で安心して生活を続けるためには、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応する仕組みや相談支援体制の整備が重要です。
- 社会福祉法改正を踏まえ、頼れる身寄りがない高齢者等の支援ニーズを把握するとともに、日常生活支援や死後事務の支援等の支援体制確保や支援の充実に取り組みます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	高齢サポートによる一人暮らし高齢者訪問事業の推進＜再掲＞
	高齢サポートによる頼れる身寄りがない高齢者等への相談対応等の実施＜再掲＞
	地域ケア会議の実施等を通じた関係者間の連携による頼れる身寄りがない高齢者等への支援の実施＜再掲＞
	あんしんネット119（緊急通報システム）等の在宅福祉サービスの実施
	京都市社会福祉協議会による日常生活自立支援事業の実施
	京都市単身高齢者万ーあんしんサービス事業の実施

社会福祉法改正により第二種社会福祉事業に位置付けられる「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の円滑な実施に向けた検討

【コラム〇】社会福祉法等の改正

単身高齢者世帯が増加する中、頼れる身寄りがいない高齢者や判断能力が不十分な方などが地域で安心して生活できるよう、社会福祉法等が改正されました（令和8年6月25日公布）。

- 日常の金銭管理をはじめとする日常生活支援、入院・入所の手続き、亡くなった後の手続きなど、これまで家族や親族が担ってきた生活上の課題に対応するため、これらの支援を提供する事業を、第二種社会福祉事業として位置づけ、多様な主体が支援を担えることとなりました。
- 認知症高齢者等の更なる増加が見込まれる中、判断能力が十分でない方が、成年後見制度や地域の権利擁護支援を適切に利用できる環境をつくるため、各市町村の地域における権利擁護支援を担う中核的機関である「地域権利擁護相談支援センター」や情報交換・連携体制の整備を担う会議体の設置が法定化されました。

5 家族介護者等に対する支援の充実

＜取組の方向性（課題）＞

- 人口減少、少子高齢化や核家族化の進展など、社会の状況の変化に伴い、ケアを必要とする理由やケアラー（身近な人に対して、無償でケアを提供する人）の状況も多様化している中、ワーキングケアラーの介護離職等の課題や、ダブルケアによる介護負担の増大等の課題などが顕在化しています。
- また、ケアは当然に家族が担うべきという認識も根強く残っており、多くの場合でケアラーやその家族等への負担の偏りが大きくなっています。
- 「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」の下で目指す、ケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現のためには、高齢者を含むケアを必要とする人やケアラーへの理解を深めるとともに、多様な主体が相互に連携・協働しながら、社会全体でケアラー支援を推進していくことが重要です。
- ケアを必要とする人とケアラーが、地域で安心して自分らしく、希望を持って暮らせるよう、在宅福祉サービスの推進、ケアラーの負担や意向を考慮したケアマネジメント実施の支援、地域とのつながりの場の提供や活動の周知のほか、仕事と介護の両立に向けた企業等に対する福祉制度の周知啓発や、ケアラーに関する包括的な相談窓口における支援に取り組みます。

＜主な施策・事業＞

施策番号	主な施策・事業
	長寿すこやかセンター等による家族介護者が集まって交流や情報交換をする場の情報提供

第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）

	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の設置を推進
	家族介護用品の給付【充実】 【R8】
	介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくり（介護休業・介護休暇等を利用しやすい職場づくり、仕事と介護の両立に関する情報提供等ワーキングケアラーへの支援）
	ケアラーに関する包括的な相談窓口として京都市ケアラーサポートを開設【新規】 【R8】

【数値目標】

目標指標 （関連施策・事業●●）	2026年度	2028年度
今後も働きながら介護を続けていけると答えた方の割合	78%※1	上昇※2

※1 2025年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

※2 市内在住の介護保険制度の要介護（要支援）認定を受けている方の介護者のうち、働きながら介護を「続けていける」と回答される割合が、介護のための離職をせずに働き続けられる環境づくりの取組の結果として、2026年度よりも上昇することを目標指標とするもの。

【重点取組2】住み慣れた地域で暮らし続けるための介護サービス等の充実と 住まい環境の確保

1 介護予防の取組の推進

《取組の方向性（課題）》

- 介護需要の増加と担い手不足を背景に、高齢者が要支援等の状態になっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業では、自立支援・重度化防止の取組の強化が一層求められています。
- 高齢者が元気なうちから、自身の健康状態に関心を持ち、主体的に介護予防に取り組むことで、望む暮らしを継続できるよう、動機付けも含めた適切な支援を行います。
- 高齢者が、日常的に地域コミュニティに参加するとともに、かかりつけ医や歯科医の定期受診などを通じて、地域で専門職をはじめとする多様な人々と関わりながら生活を営むことで、心身の状態が低下した際にも適切な支援により介護予防活動に取り組めるよう、環境を整えていきます。
- 高齢者が要支援等の状態になっても、リハビリテーション専門職の視点を取り入れた介護予防ケアマネジメントを通じて、短期集中予防プログラム※の利用や通いの場をはじめとする地域コミュニティへの接続を支援します。これにより、本人の興味・関心に沿った生活全体の活発化を図り、自立支援・重度化防止の取組を推進します。

※要支援者等について、リハビリテーション専門職から3カ月間集中的に支援を受け、セルフケア習慣を身に着けることで、機能改善を図り、再び自立した生活を送るためのサービス

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	リハビリ専門職による地域における介護予防等の取組の推進
	地域介護予防推進センター等による地域におけるフレイル対策を含む介護予防の取組への支援
	高齢サポートにおける自立支援・重度化防止に向けた介護予防ケアマネジメントの実施【充実】 【R8】
	介護予防・日常生活支援総合事業における短期集中予防プログラムの推進

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業●●)	2026年度	2029年度
75歳以上84歳以下の方の主観的健康観について「よい」と回答している方の割合	75歳～79歳 71.7% ^{※1} 80歳～84歳 63.1% ^{※1}	上昇 ^{※2}

※1 2025年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）

※2 認定率が高くなり始める75歳以上84歳以下の方のうち、自らの健康状態が「よい」と回答される割合が、介護予防や健康づくりの取組、自立支援・重度化防止の取組の結果として、2026年度よりも上昇することを目標指標とするもの。

目標指標 (関連施策・事業●●)	2026年度	2029年度
75歳以上84歳以下の方のうち、「活動的な日常をおくるための能力」が低下している方の割合	75～79歳 8.9% 80～84歳 17.8%	低下※1

※1 2025年度すこやかアンケート（高齢者調査）に基づく。

目標指標 (関連施策・事業●●)	2026年度	2029年度
介護予防ケアマネジメントの質が向上した高齢サポート数	—	上昇※2

※2 高齢サポートを対象としたアンケート調査に基づく。

目標指標 (関連施策・事業●●)	2026年度	2029年度
短期集中予防プログラムの利用により自立した方の数	10名	160名

2 介護サービスの充実

《取組の方向性（課題）》

- 地域密着型通所介護（小規模デイサービス）及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施により、中重度者の在宅生活を支える、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護等のサービスへの担い手誘導を図ります。
- 日常生活圏域や学区等で活動する小規模多機能型居宅介護等において、地域づくりや地域住民への支援の核となる指導的介護人材（コミュニティケアワーカー）を養成することで、地域の課題解決を図る中心的な存在として、課題に応じて多職種の連携や必要な地域資源へつなげる役割を果たすなど、地域包括ケアの更なる充実を図ります。
- ケアプランの点検や事業者への指導等を通じて、事業者の制度理解を深めるとともに、利用者に対し、自立支援につながる質の高いサービスが提供される環境を整えます。
- 高齢者人口がピークを迎える2040年に向けて、介護サービス基盤を維持できるよう、耐用年数を超過した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの長寿命化のための大規模修繕を支援します。

（１）介護サービスの質の向上

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	中重度者の在宅生活を支えるサービス（（看護）小規模多機能型居宅介護等）への担い手の誘導に向けた、地域密着型通所介護及び通所介護の供給量を調整する総量規制の実施
	地域密着型サービス等の運営に係る地域住民との連携等、地域に開かれた施設運営の推進
	地域包括ケアを担う指導的介護人材（コミュニティーケアワーカー）の養成及び地域づくりや地域住民への支援の在り方研究・推進
	給付適正化主要3事業（要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検、医療情報との突合・縦覧点検）の実施
	入職後の研修・育成のための介護に係る業務を体系的に習得できる機会の確保【新規】

【数値目標】

目標指標 （関連施策・事業●●）	2026年度 （見込値）	2029年度
① 委託先が実施する認定調査への同行回数	50回	80回
② 点検を行ったケアプラン数	400件	500件
③ 医療情報の突合件数	40,000件	40,000件
④ 給付実績の縦覧点検件数	37,000件	37,000件

（２）介護サービス基盤の確保・充実

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	できるだけ在宅での暮らしが継続できるよう、24時間対応型の在宅サービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護の設置を促進＜再掲＞
	耐用年数を超過し、老朽化した特別養護老人ホーム及び養護老人ホームの長寿命化のための大規模修繕を支援【新規】
	地域における介護ニーズの変化を踏まえた公設施設のあり方方針に基づく取組の推進

3 医療と介護の連携強化

《取組の方向性（課題）》

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、ご自身の希望に基づき、住み慣れた地域で医療や介護サービスを利用しながら暮らし続けることができ、可能な限り、今お住まいの場所で最期まで看取ることができるようにするためには、在宅医療と介護を一体的に提供する体制を構築することが重要です。
- 在宅医療・介護関係者間のより効果的・効率的な連携が図れるよう、在宅医療・介護連携支援センターが核となり、更なる連携の強化に取り組めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	在宅医療・介護連携支援センターを核とした、在宅医療・介護の専門職への支援や更なる連携の促進
	多職種連携のためのICTツールの更なる活用促進
	ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の推進＜再掲＞

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業●●)	2025年度	2029年度
在宅医療・介護連携支援センターが実施する研修会参加者アンケートにおいて医療・介護関係者間の連携が「進んでいる」と回答している方の割合	77.7%	上昇

4 安心して暮らせる住まい環境づくりの推進

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅が適切に運営され、高齢者が安心して暮らせる住まいと適切な介護サービスを確保できるよう、必要な助言や指導を行います。
- また、老人福祉法の改正に伴い、中重度の要介護者など特に入居者保護の必要性の高い者を入居対象とする有料老人ホームを対象に登録制が導入されることを踏まえ、適切な事務手続きの勧奨に努めていきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームに対する適切なサービス提供のための指導【充実】
	高齢者の住替えニーズの選択の幅を広げるための良質な有料老人ホーム等の整備促進

【重点取組3】介護等の担い手の確保をはじめとする 介護サービス等を持続していくための取組の推進

1 介護の魅力発信

《取組の方向性（課題）》

- 生産年齢人口が急速に減少していく中で、介護の担い手不足に対応していくことは、大きな課題の一つとなっています。そこで、介護の仕事の重要性ややりがいなどを広く発信していくことで、介護の仕事に対して関心を高めていく必要があります。
- より効果的に介護の魅力発信していくに当たっては、幅広い世代に対する発信、体験を通じた介護の理解促進、事業所の職場環境の改善をはじめとした先進的な取組を紹介することなども重要となります。
- 将来的な担い手確保につながる取組として、幅広い世代・職種に対して介護職の魅力を知る機会を創出するとともに、体験を通じた介護の仕事への理解促進を図っていきます。
- 介護の仕事に関心を持つ未経験者に対しては、引き続き、短期間で基本的な知識や技術を学んでいただく機会を設け、介護の仕事への不安の解消を図ります。
- また、京都府や京都府福祉人材研修センター等の関係機関とも連携を図りながら、先進的な取組の紹介など、福祉職場の魅力発信につながる研修を実施していきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	中学校家庭科授業における高齢者介護に関する研究授業の実施等、介護のしごとの魅力発信に係る取組や介護職員の社会的評価を高める取組の推進
	介護の仕事への不安解消を促進する「入門的研修」の実施
	企業説明会における介護の体験コーナーの設置など京都労働局等との連携による福祉の仕事への理解促進を図るための介護体験等の実施
	介護についての理解と認識の促進を目的とした「介護の日」に合わせた普及啓発や記念事業の実施

2 介護の担い手の採用・定着・育成

《取組の方向性（課題）》

- 介護の担い手を確保していくためには、採用につながる取組を進め、きめ細かな支援を通じて定着を図り、介護サービスを持続していくための職員の育成を一体的に進めていくことが重要な課題となります。
- 介護保険分野においては、現場の介護人材確保に資する取組を実態に応じて進めていくため、引き続き、関係団体と人材確保に向けた研究会において、現場の声を聞きながら共に検討を進めていきます。

- 介護の担い手の裾野拡大は喫緊の課題となっており、とりわけ、外国人介護職員の採用が急速に増加している反面、採用に係る費用面等に課題もあります。このため外国人介護職員への採用に係る支援を進めていく必要があります。
- また、外国人介護職員の定着には、資格取得支援や外国人介護職員同士の交流等を通じた仲間づくりの機会の創出等も必要であるとともに、日本人も含めた住宅環境の整備をはじめとした生活面のサポート等も重要です。
- 新卒職員だけでなく、経験のある中途採用職員の確保の必要性も高まる中、過去に介護職の経験のあるなどの潜在介護職員や就職氷河期世代等をはじめとした中途採用を促していきます。
- 魅力発信と同様に採用・定着に結び付けていくため、現在の介護現場における職場環境の改善状況をはじめとした先進的な取組の紹介・啓発、職場体験の機会の提供等に取り組んでいきます。
- 介護の仕事は、無資格でも始められるなどのメリットがある一方で、入職後の研修・育成のため、介護に係る業務を体系的に習得できる機会を確保することが必要です。このため、介護の質を確保するための育成を推進していきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	京都市老人福祉施設協議会、京都地域密着型サービス事業所協議会及び京都府介護老人保健施設協会との連携による担い手確保研究会の実施
	介護の担い手が安心して働き、定着できるような住宅環境整備を推進【新規】【R8】
	若手職員等の確保・定着に繋がる取組の実施
	潜在介護職員を対象に、復職支援を目的とした、現在の介護テクノロジーの導入や国による処遇改善加算の創設等についての周知・啓発、職場体験の機会の提供【新規】【R8】
	高齢者施設等への外国人介護職員に対する採用・定着支援（日本語研修、国家試験対策研修、交流支援等）や就職氷河期世代等をはじめとした中途採用の受け入れ円滑化の促進【充実・新規】【R8】
	介護職員処遇改善加算等の手続や、算定要件を満たすための参考情報のわかりやすい発信等、介護従事者の処遇改善に繋がる取組の実施
	介護職員としての定着を促進するための、「介護職員等永年勤続表彰」の実施
	入職後の研修・育成のための介護に係る業務を体系的に習得できる機会の確保【新規】＜再掲＞

3 介護現場のケアの効率化・負担軽減

《取組の方向性（課題）》

第10期京都市民長寿すこやかプラン案（第5章、第6章）

- 介護現場のケアの効率化を図ることは、職員の業務負担軽減を図るとともに、生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、介護サービスの質の向上をもたらします。
- 市内には、職員の処遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等の取組を進めている介護事業者も多く、そのような成功事例（すでにＩＣＴ・介護ロボットの導入を進めている施設などから、導入に至った背景や目的、取組内容や検討時の職員からの声など）を発信することで、他の事業所にも横展開することにより、市内の他の事業所も含めたケアの効率化・負担軽減を促進します。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	介護現場におけるキャリア・専門性に応じた業務の切り分けや、ＩＣＴ・介護ロボット普及等による効率化・負担軽減の促進
	介護分野の文書負担軽減による業務効率化の推進
	職員の処遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上などの取組の成功事例の周知【新規】【R8】

第6章 京都市認知症施策推進計画・成年後見制度利用促進計画

1 認知症施策推進計画

（1）計画策定にあたって

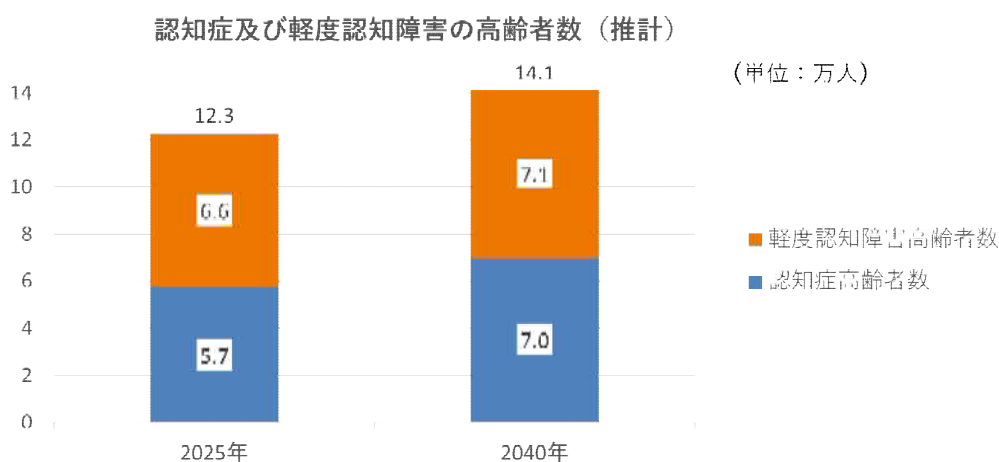
2024年1月、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。同法は、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進することを目的に掲げ、市町村は、認知症の人や家族等から意見を聴いたうえで認知症施策推進計画の策定に努めることとされています。

本市においては、2024年3月に第9期京都市民長寿すこやかプランと一体的に「京都市認知症施策推進計画」を策定し、「認知症についての正しい理解の促進」「認知症の人の社会参加の促進」「認知症の早期発見・早期対応と、認知症の人・家族を支える地域の支援体制の整備」を3つの重点取組とし、取組を進めてきました。

認知症施策については、関連する他の計画とも整合性を図りつつ、地域共生社会の実現に向けて総合的かつ計画的に推進していく必要があることから、第2期認知症施策推進計画についても、第10期京都市民長寿すこやかプランと一体的に策定します。

（2）認知症の人の推計

2024年5月に「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究（2023年度厚生労働省老人保健健康増進等事業）」が公表されました。報告書における年齢階級別の有病率に基づく試算では、2025年時点では、認知症の人は約5万7千人、軽度認知障害（MCI）を含めると約12万3千人、2040年には、高齢者の約3人に1人にあたる14万1千人が認知症または軽度認知障害になる見込みです。認知症は誰もがなり得る身近なものです。



（3）認知症のご本人・ご家族の声

本計画を策定するにあたり、認知症の人・家族の方々がお集まりの場においてミーティングを開催し、様々な意見や思いを聴かせていただきました。

○ミーティングでお聴きした主な意見や思い

（◎：本人、○：家族）

本人発信	◎啓発やイベントだけでなく、他の場面でも当事者を活用すべき。 ◎もっと当事者のためになることをやるべき。
広報・啓発	◎若年性認知症自体が知られていない。 ◎認知症の啓発について、もっと工夫すべき。 ○広報や啓発が行き届いていないのではないかな。
やりたいこと ・希望	◎生きがい・やりがいのために自分にできることがあれば働きたい。 役に立ちたい。 ◎やりたいことをあきらめずに人とつながっていたい。 ◎今の生活が続けばいい。 ◎地域活動を続け、地域の方と声を掛け合い、顔なじみになっていくことが当事者にとっても住みやすい地域づくりにつながる。
生活上の障壁	◎スーパーの移動販売が助かる。 ◎生活しやすくなるためのアプリを作ればよいのではないかな。
居場所	◎身近な地域に集まれる場所が欲しい。 ◎人とつながることができる居場所があることはすごくありがたい。 ◎場を作るだけでなく、話しやすいきっかけを作ることも大事。
早期発見・ 早期相談	◎認知症と診断されることで、自分に対する周りの見方が変わる不安や怖さを感じる。 ○本人の様子に変化を感じたとき、どこに相談したらいいかわからず、認知症かどうか確かめることもできなかった。
支援体制	◎認知症サポーターが、地域で活動できればいい。
家族支援	○認知症カフェでは、同じ立場の者同士で話ができてモヤモヤが晴れてスッキリすることができた。 ○まだまだ家族の施設入所に抵抗感やうしろめたさを感じる社会的風潮がある。 ○仕事との両立が難しく、介護離職した。介護休暇等の理解が進んでいない印象。 ○長年介護をし、看取りまで経験したため、当事者家族として誰かの役に立ちたい。

（4）取組の柱と方向性

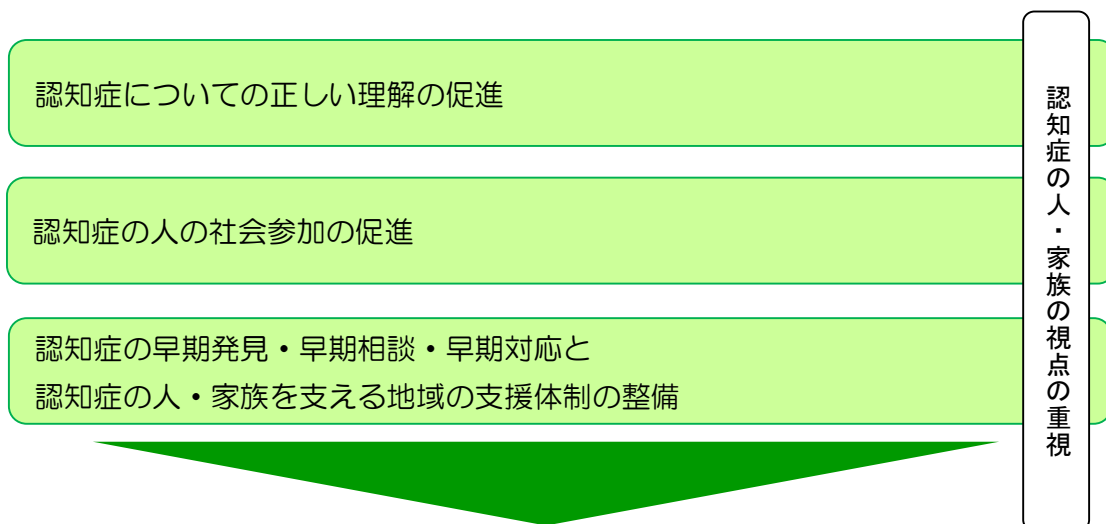
認知症基本法を踏まえて、2024年12月に策定された国の認知症施策推進基本計画では、認知症の人本人の声を尊重し、多様な主体が連携し、「新しい認知症観」に基づき施策を推進することが基本的な方向性として示されました。

この「新しい認知症観」とは、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知

症になってからも、個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とともに希望を持って自分らしく暮らすことができるという考え方です。

ミーティングでお聴きしたご本人やご家族のお声を踏まえ、引き続き、次の3つを柱とし、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になってからもできることを活かし、できなくなってきたことは周囲の支えを得ながら、地域コミュニティの一員として、住み慣れた地域で自分らしく暮らせる「地域共生社会」の実現を目指します。

<取組の柱>



「地域共生社会」の実現

<取組の方向性>

- 認知症は誰でもなり得る身近なものとして、市民一人一人が、自分ごととして認知症について考え、理解を深めることが重要です。認知症の人のご本人による発信を進めるとともに、認知症の人と自然に出会い、お互いの理解を深める場の創出に取り組めます。
- 認知症はすぐに進行するわけではなく、早く受診することで進行を遅らせたり、改善が可能な場合もあります。早めに気づき、相談や受診に円滑に繋がる仕組みづくりを検討するとともに、相談窓口や利用できるサービスの周知啓発に一層取り組みます。
- 認知症の診断後には、ご本人もご家族も落ち込んだり、これからの生活に不安を抱いたりすることが少なくありません。希望をもって暮らし続けられるよう、同じ経験をしている仲間との出会いや専門職への相談ができる場づくりを進めます。
- 認知症になってからも居場所と出番があり、生きがいややりがいをもって過ごすことはウェルビーイングの向上につながります。ご自身の希望に沿った社会参加が続けられる環境づくりに取り組めます。
- 医療・介護・福祉の関係者それぞれが対応力を高め、関係機関同士の連携を一層強化するとともに、地域住民や企業・事業者など多様な主体が連携・協働した地域づくりを進めます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	本人発信による認知症についての正しい理解を深める機会の促進
	子ども・学生や企業に対する認知症についての普及・啓発
	認知症ガイドブック（京都市版ケアパス）の改訂
	認知症になってからもこれまでの活動を続けるための意識の醸成
	認知症カフェ等の居場所の設置促進
	認知症の人が役割をもって活動できる場の創出
	認知症の人が安心して外出できる環境づくり
	補聴器購入助成等による加齢性難聴や適切な補聴器使用についての理解促進及びそれを通じた介護予防活動、社会参加、認知症予防等の推進【新規】【R8】
	医療・介護・福祉現場における推進役となる人材の養成、専門職の対応力の向上と関係機関の連携強化
	認知症の早期発見・早期相談・早期対応の促進に向けた仕組みの検討
	認知症サポーターをはじめとした地域住民や企業・事業者など多様な主体による連携・協働の取組の推進
	認知症の人の意思決定支援及び権利擁護の取組の推進 （「成年後見制度利用促進計画」参照）
	認知症のご家族も安心して自分らしく暮らすための支援の充実 （第5章重点取組1－4「家族介護者等に対する支援の充実」参照）

【数値目標】

目標指標 （関連施策・事業●●）	2026年度	2029年度
認知症カフェに参加されている人の数（本人・家族）	（今後調査予定）	増加

2 成年後見制度利用促進計画

（1）計画策定にあたって

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（2016年5月13日施行）では、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされており、本市では、第2期成年後見制度利用促進計画から、京都市民長寿すこやかプランと一体的に策定し、認知症高齢者や障がいのある人が地域で尊厳をもって暮らせるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の取組を進めています。

こうした中、2026年6月に「民法等の一部を改正する法律」及び「社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立し、成年後見制度が、従来の仕組みから「必要な期間・範囲で柔軟に利用でき、終わることもできる制度」へと見直され、あわせて、制度の利用終了後も、判断能力が不十分な者が地域における権利擁護事業を適切に利用できるよう支援体制を整備することが定められました。

また、国においては、民法改正に合わせ、第3期成年後見制度利用促進基本計画（2027年度からの予定）の策定に向けて、新制度の施行を踏まえた適切な制度運用や地域の支援体制の整備の在り方について、検討が進められています。

本市においては、これら国の大規模な法改正・制度運用の動向を踏まえながら、引き続き、関係機関との連携の下、成年後見制度の更なる利用の促進に取り組んでいきます。

（2）第2期計画の取組状況

第2期計画に掲げる六つの取組に関する取組状況は、次のとおりです。

1 成年後見制度の更なる市民周知、支援機関等の理解促進

- ・ 成年後見講座やセミナーの開催をはじめ、関係機関等の窓口において、成年後見制度についてのリーフレットを配架するなど、制度に関する周知等を図っています。
- ・ 2025年度には、成年後見支援センターの単年度目標相談件数（1,700件）を超える1,817件のご相談をいただきました。

2 日常生活自立支援事業からの円滑な移行

- ・ 各区役所・支所の生活保護担当課に窓口となる担当職員を配置し、各区社会福祉協議会との連携会議を定期開催するなど、円滑な移行支援を行うための連携強化を図っています。

3 専門職後見人等の候補者推薦の仕組みの検討

- ・ 2024年度に、京都弁護士会と京都市の間で「京都市長による成年後見制度申立てに関する専門職候補者の推薦に関する覚書」を締結し、2026年度には候補者推薦の仕組みを正式に運用開始しました。

4 市民後見人の活躍促進の仕組みの検討

- ・ 市民後見人養成講座を開催し、2025年度末で104人の方に市民後見人として登録いただいています。あわせて、市民後見人として登録された方に対して、研修等によるフォローアップを行うなど、受任後の活動支援を行っています。
- ・ 京都家庭裁判所と連携し、弁護士等の専門職後見人から市民後見人へ担当者を交代するリレー方式の活用を検討するなど、市民後見人により活躍していただくための取組を進めました。

5 円滑な権利擁護支援に向けた地域連携ネットワークづくり

- ・ 区役所・支所が開催する地域ケア会議や、地域高齢者・障害者ネットワーク連絡会議において、成年後見制度や本市の権利擁護に関する施策について情報交換、意見交換などを行っています。

6 意思決定支援の取組の検討

- ・ 本市の単身高齢者万一あんしんサービス事業において、死後事務委任契約の締結や、定期的な見守り、福祉サービス利用支援など、身寄りのない高齢者の方の意思を尊重したうえで、安心して生活いただけるよう支援を行っています。

（3）成年後見制度の利用促進に向けた今後の取組

成年後見制度の認知状況については、前回の調査から大きな変化は見られず、75歳以降の年代では高齢になるほど認知割合は低くなるとともに、親世代を介護する年代層の40～50歳代の割合が低い状況です。また、成年後見制度のうち、判断能力が低下したときに備える任意後見制度の認知度は、成年後見制度の認知度よりもさらに低く、事前準備が十分活用されていない可能性があります。そのため、今回の制度改革の内容も含めて、引き続き、成年後見制度の周知をしていくことが重要です。

あわせて、民法や社会福祉法の改正・制度運用にかかる国の動向を踏まえ、地域の権利擁護の中核機関である京都市成年後見支援センターだけでなく、地域の権利擁護の担い手でもある市民後見人などを含めた、権利擁護に携わる支援関係者や地域の関係機関・民間団体の連携体制の整備・充実を図ることが求められます。

認知症や障がいがあっても、その意思決定を支援することで、誰もが自分らしく安心して暮らし続けられる社会の実現を目指すため、成年後見制度の更なる利用促進に向けて取り組んでいきます。

《主な施策・事業》

施策番号	主な施策・事業
	セミナーの開催やリーフレットの活用等による新たな成年後見制度の市民周知や、支援機関等職員の理解促進
	京都市成年後見支援センターの機能強化等の検討【充実】
	社会福祉法の改正を踏まえ、成年後見制度利用終了者の成年後見制度以外の権利擁護支援事業への円滑な移行を促進する仕組みの検討【充実】
	市長申立時における、支援チームの意見を踏まえた、適切な専門職後見人等の候補者推薦の仕組みの利用促進
	市長申立て及び成年後見制度利用支援事業における申請手続きの電子化等による利便性の向上【充実】
	地域の権利擁護の担い手である市民後見人の育成や、新しい成年後見制度を踏まえた、市民後見人の活躍促進の仕組みの検討【充実】

【数値目標】

目標指標 (関連施策・事業●)	2026年度	2029年度
成年後見制度を知っていると答えた方の割合	58.1%※	上昇

※ 2025年度すこやかアンケート（若年者調査）に基づく。

【コラム●】民法改正（令和8年6月）について

民法等の一部を改正する法律（令和8年法律第45号）概要【成年後見制度部分】

法定後見制度		本人の事理弁識能力が不十分である場合に、家庭裁判所が選任した者が本人を支援する制度					
※現行の制度は、事理弁識能力の程度によって、利用できる制度を画一的に法定							
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況		
制度	補助		保佐		後見		
支援者	補助人		保佐人		後見人		
支援内容	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為のうちの一部の行為の取消し	特定の行為の代理	法定の重要な財産行為の取消し ＋ 特定の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の取消し	

主要な改正事項

- ・ 本人に必要な事項について代理権・取消権を付与する制度（補助の制度）に一元化し、後見・保佐の制度を廃止 【民法7条、9条、11条】（新旧p2-8）
- ・ 事理弁識能力を欠く常況にある者は、法定の重要な財産行為の取消権の仕組み（特定補助の仕組み）を選択することが可能 【民法10条】（新旧p6-7）
- ・ 利用の必要がなくなったときに制度利用を終了することが可能 【民法12条】（新旧p8-9）
- ・ 選任時に本人の意思を尊重、意向の把握を義務化 【民法876条の2、876条の11】（新旧p32-33、38）
- ・ 本人の利益のため特に必要があるときに補助人を解任することが可能 【民法876条の5】（新旧p34-35）